

## 京都府若手教職員学び合いのコミュニティ育成支援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、教職員の人材育成を図るため、若手教職員が共同で研究活動を行う学び合いのコミュニティ（以下「コミュニティ」という。）の形成を支援し、教職員の自己啓発・相互啓発の意欲の高揚を図り、教職員がネットワークを通じて優れた教育実践等を共有し活用することにより京都府の教育の充実に資することを目的とする。

### (対象)

第2条 この事業の対象は、府立学校並びに市町村（京都市を除き、一部事務組合及び広域連合を含む。）立の小学校、中学校及び義務教育学校（以下「府内公立学校」という。）に在籍し、「京都府教員等の資質能力の向上に関する指標」に示すキャリアステージ1及びキャリアステージ2に該当する教職員を中心に主体的に教育研究に取り組むために形成されたコミュニティとする。

### (コミュニティの形成)

第3条 コミュニティの形成については、次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- (1) 複数校の教職員3名以上で構成し、うち1名を代表者とする。
- (2) 指導助言者として、府内公立学校の校長等管理職員、京都府教育委員会に勤務する指導主事等（経験者を含む）を含んでいること。

### (研究内容)

第4条 コミュニティにおける研究内容は、学習指導要領の趣旨を踏まえた教科指導の他、学校教育活動に係る領域分野（学習環境の整備に関すること等を含む。）に関するものとする。

### (研究活動の期間)

第5条 コミュニティの研究活動の期間は、コミュニティの認定の通知日から当該年度の末日までとする。ただし、必要な場合は次年度に延長することができる。期間の延長は4回を上限とし、申請及び認定については第6条の規定によるものとする。

### (申請及び認定)

第6条 この事業の参加を希望するコミュニティの代表者は、申請書（別記第1号様式）及び名簿（別記第2号様式）を作成し、京都府教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に指定する日までに提出しなければならない。期間の延長を希望する場合も同様とする。

- 2 前項の規定による申請書等の提出があったときは、京都府若手教職員学び合いのコミュニティ審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経て、教育長が認定の可否を決定するものとする。
- 3 審査委員会については、別に定める。

### (研究活動の支援)

第7条 コミュニティの研究活動に係る経費（旅費及び資料（図書等）代）は、予算の範囲内において京都府教育委員会が負担するものとする。ただし、経費（原則、旅費を除く）の負担は最大2年間とする。

### (研究成果の報告)

第8条 コミュニティの代表者は、報告書（別記第3号様式）を作成し、教育長が別に指定する日までに提出しなければならない。

### (履修の単位認定)

第9条 コミュニティにおける研究活動は、京都府総合教育センターの単位制履修制度の対象とし、1年度ごとに単位認定を行うものとする。

### (サービスの取扱い)

第10条 コミュニティ参加者の勤務時間中の活動は、校長の承認を得て公務として取り扱うものとする。

### (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年3月10日に改定し、4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年3月12日に改定し、4月1日から施行する。